

伯耆町社会福祉協議会ボランティアセンター設置規程

(目 的)

第1条 伯耆町社会福祉協議会ボランティアセンター（以下、「ボランティアセンター」という。）は、町民の福祉意識の高揚とボランティア活動の推進、振興をはかることにより、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(設置主体)

第2条 ボランティアセンターの設置主体は伯耆町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）とする。

(事務局)

第3条 ボランティアセンターの事務局は、本会事務局に置く。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、ボランティアセンターでは次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動の開発・普及
- (2) ボランティア活動に関する情報の収集・提供
- (3) ボランティア活動に関する研修
- (4) ボランティア活動に関する相談・紹介・援助
- (5) ボランティア関係団体との連絡・調整
- (6) その他、目的達成に必要な事業

(登 録)

第5条 ボランティアセンターに登録しようとする者は、別紙の登録申込書を会長に提出しなければならない。

2 登録については、原則として以下の各項に該当するものとする。

- (1) 伯耆町内で主に活動を行う
- (2) 宗教的活動、政治的活動、商業活動等、公共性を欠き利益を目的に活動する者の登録は受け付けない

(保 険)

第6条 ボランティアセンターに登録し活動するものは、ボランティア保険に加入するものとする。その際の保険料は本会負担とする。

(経 費)

第7条 運営に関する経費は、町補助金、その他をもってあてる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。